

平成 28 年度

産油・産ガス国事業環境整備等事業のうち  
基盤整備事業に関する公募要領

平成 27 年 7 月

一般財団法人 国際石油交流センター  
(JCCP)

一般財団法人国際石油交流センター(以下『JCCP』という。)は、平成 13 年度から、我が国の石油・ガス安定供給の確保に資することを目的に、産油・産ガス国のニーズ・課題に応じて、我が国法人からの事業提案を募り、その参加を得て、JCCP と産油・産ガス国との長年にわたるノウハウや人脈を基に、相手国カウンターパートとの円滑な運営に努め、技術協力事業を実施しております。

今般、平成 28 年度産油・産ガス国事業環境整備等事業のうち基盤整備事業に関する一般公募を行います。本事業への参加を希望される方は、本要領に従って事業提案書等を提出願います。

本事業は、参加希望法人からの提案を受けて、JCCP と提案者で内容を検討、協議した後、JCCP が採択提案をとりまとめて平成 28 年度の産油・産ガス国事業環境整備等事業(資源エネルギー庁の補助金事業)に応募して、経済産業大臣から平成 28 年度の補助金交付を受けて実施するものです。基礎調査事業を除いて、提案者は、JCCP と『参加契約』を締結した上で、JCCP が実施する補助事業に参加して頂くことになります。

JCCP が実施する本公募は平成 28 年度国家予算が成立し、JCCP が補助事業を実施することを前提に募集の手続を行うものであります。

#### 今後のスケジュール

7 月 1 日(水) 産油・産ガス国事業環境整備等事業のうち、基盤整備事業(基礎調査、支援化確認事業、共同事業)の募集

9 月 15 日(火) 基盤整備事業のうち、共同事業募集締切り

9 月 24 日(木)～10 月 30 日(金) 共同事業の提案内容の検討、提案者へのヒアリング・協議

11 月上旬目処 第 1 回事業検討分科会 → 1 次採択結果の提案者への通知

12 月 15 日(火) 基盤整備事業のうち、基礎調査事業および支援化確認事業の募集締切り

12 月 15 日(火)～翌年 1 月 29 日(金) 提案内容の検討、提案者へのヒアリング・協議

翌年 2 月 第 2 回事業検討分科会等で採否を審議し、結果を提案者へ通知

翌年 4 月 補助金交付決定後、採択提案者は参加契約書を締結して事業を開始

## 産油・産ガス国事業環境整備等事業のうち、

### 基盤整備事業に関する公募要領

#### 1. 目的

産油・産ガス国のニーズに応じて、石油・ガス関連産業のダウストリーム分野における生産や物流等に関連する操業改善、高度化、環境対策等の技術の向上に資する我が国の優れた技術を移転等することにより、産油・産ガス国における我が国のプレゼンスの増大、産油・産ガス国との関係強化を達成し、合わせて、我が国企業の海外進出や直接投資等の促進に資する事業環境基盤の整備を支援し、我が国の石油・ガス安定供給の確保に資することを目的とします。

#### 2. 事業実施基本方針

現下のエネルギー国際情勢の大きな変化と、日本政府のエネルギー政策および『エネルギー基本計画』を勘案しながら事業を展開します。産油・産ガス国における環境変化(人口急増、環境問題の深刻化、中核人材の自国民化の必要性等)により、産油・産ガス国等側において JCCP および我が国石油関係企業による協力への期待が高まるなかで、協力の推進を通じた我が国への石油資源安定供給確保という JCCP の設立趣旨を認識し、かつ我が国石油産業の競争力強化のための製品輸出の拡大や海外事業展開支援のため、以下の点を踏まえより効果的な事業を実施します。

- 1)事業対象国の選定に当たっては、『JCCP 事業対象国選定基準』を原則としつつ事業を実施することにより、対象国石油政策関係機関等のわが国に対する認知、評価を高めることを目的とします。
- 2)事業実施に当たっては、事業対象国のニーズと我が国のシーズとのマッチングを的確に図りつつ、わが国石油関係企業等の強み(石油精製技術のみならず、メンテナンス、品質管理、環境、省エネ、物流等の周辺技術)を活かした産油・産ガス国における事業展開の円滑化を支援するとの視点を考慮します。

#### 3. 事業募集概要

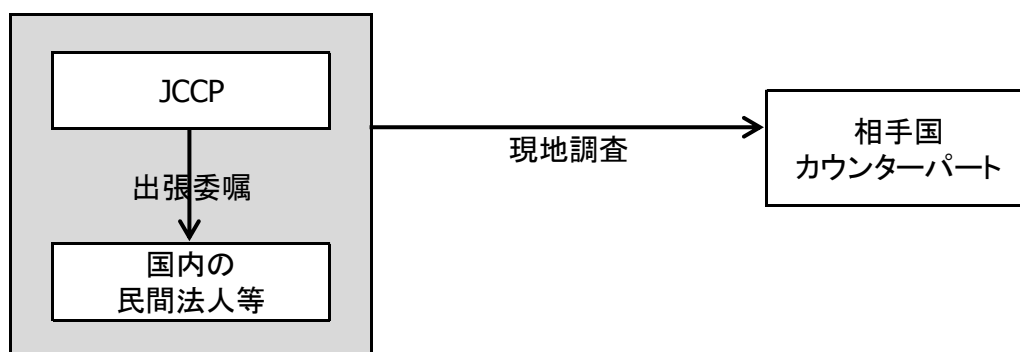
##### 1)募集事業の内容

産油・産ガス国の石油・ガス関連産業のダウストリーム部門における基盤整備を支援することを目的に、相手国の政府関係機関または石油会社等(以下『相手国カウンターパ

ート』と言う。)との合意に基づいて実施する、製造や物流施設の操業改善、高度化、省エネルギー、メンテナンス、環境対策、技術開発等に係る基盤整備事業に関する以下の事業を募集します。

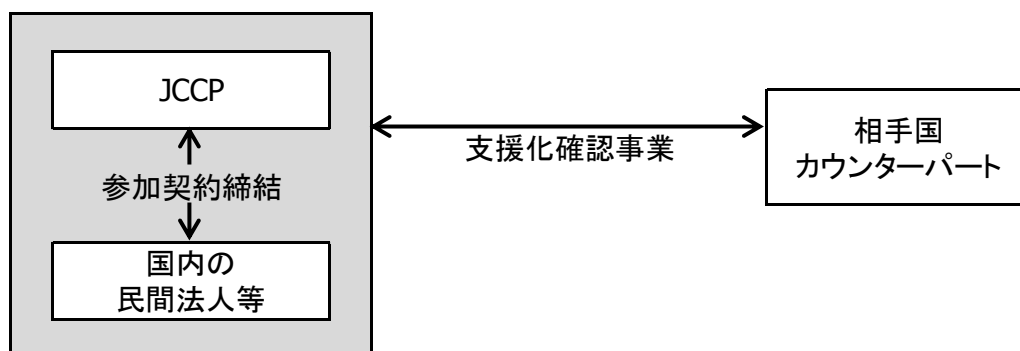
### ①基礎調査事業

相手国カウンターパートからの要請を受けて、産油・産ガス国の石油・ガス関連産業の基盤整備に向けて、任意時期にJCCP出張委嘱制度を用いた約1週間程度の現地調査によって、相手国カウンターパートの顕在化した要望や課題、潜在的な課題を探索して、我が国が保有する技術や知見等との適合の可否を検討して、技術協力事業提案への可否を検討するものです。



### ②支援化確認事業

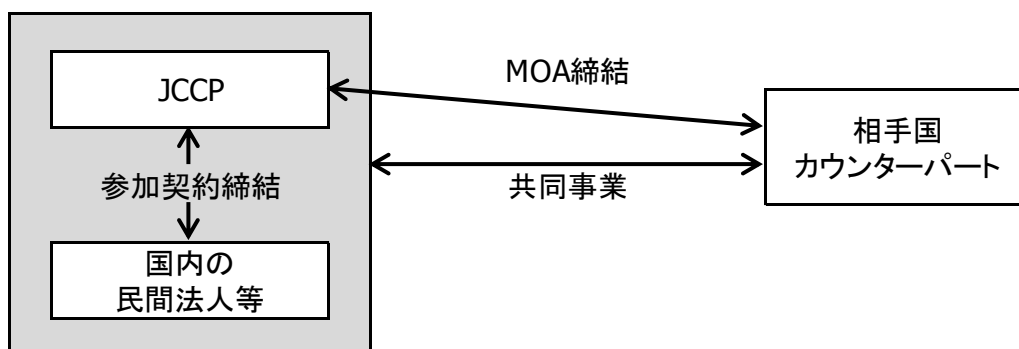
相手国カウンターパートからの要請に基づいて提案された事業案件の達成目標(プロダクトスコープ)、実施内容、実施体制、スケジュール、費用等のプロジェクトスコープに関して、共同事業として成り立つか否かを相手国カウンターパートと共同で検討する単年度の事業です。JCCPと参加法人等が参加契約を締結して実施します。



### ③共同事業

基礎調査事業や支援化確認事業等に基づいて、相手国カウンターパートからの要請を受けて、相手国カウンターパートとJCCPとの間で単年度あるいは複数年度の技術協力の実施契約(MOA)を締結して実施する事業です。参加法人等からの単年度

毎の提案に基づいて JCCP と参加法人等が参加契約を毎年締結して実施する事業です。



## 2)事業対象費用の扱い

基盤整備事業の JCCP の負担は以下の通りとします。

### ①基礎調査事業

JCCP の旅費規定に基づき、JCCP が旅費を負担いたします。但し、本事業に係る人件費等は、事業応募者の負担とします。

### ②支援化確認事業

事業に係る人件費、旅費等の経費および事業に必要な諸経費を JCCP の規定に基づいて JCCP が負担いたします。

### ③共同事業

事業に係る人件費、旅費、機械装置の購入費、材料費、物品費および必要な諸経費を JCCP の規定に基づいて JCCP が負担いたします。

## 3)事業期間

参加契約効力発生日から平成 29 年 3 月末日

複数年にわたる共同事業の場合であっても、単年度毎の参加契約とします。

複数年にわたる共同事業について初年度の参加契約を締結しても、次年度以降の事業の実施を保証するものではありません。

## 4. 事業の公募について

### 1)提案者の応募資格

提案者は以下の次の要件を満たしていることが必要です。

①我が国に活動拠点を置く我が国の民間法人等であって、対象事業を実施する者であ

ること。

- ②JCCP の事業目的を十分に理解し、事業実施提案対象国との繋がりを有すること、または今後の繋がりを希望していること。
- ③事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤および法令遵守や機密保持に係る適切な管理能力、必要な技術、知識、経験を有し、かつ、経理その他の事務について適切な管理体制および処理能力を有していること。
- ④当該技術または関連技術についての実績を有し、かつ、事業目標の達成および調査計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- ⑤複数の民間法人等が共同で提案するときは、それぞれの明確な責任と役割を示したうえで、全体の意志決定、運営管理等に責任をもつ共同提案の代表者を定め、その者が提案書を提出すること。
- ⑥政府関係機関等からの補助金交付等の停止および契約に係る指名停止等の処分を受けていないこと。
- ⑦補助金適正化法、経済産業省の補助金交付要綱やJCCPの各種規程等を遵守できること。
- ⑧反社会的勢力に属さず、反社会的勢力が経営に実質的に関与していない民間法人等であること。

## 2)応募(提案)内容の範囲と具備すべき要件

### ①応募提案の内容と範囲

提案範囲としては、『3-1)募集事業の内容』に示した各事業について具体的な事業テーマ毎に提案してください。提案内容の実施に複数年(2~3 か年程度)を要する場合には、全期間にわたる計画を示したうえで、平成 28 年度の実施内容については、詳細に提案書に記述してください。

尚、提案内容等に関する協議や調整をお願いすることがありますので予めご了承ください。

### ②応募提案内容に具備すべき要件

提案内容としては、『2. 事業実施基本方針』に記された内容を踏まえるほか、事業目的を達成するという観点から、特に以下の要件を満たすことが必要です。

- ・提案する技術協力に係る事業は、相手国カウンターパートからの事業実施要請に基づいた事業であること。
- ・基盤整備事業は、我が国が有する先端技術や知見等の現地への技術移転等によって相手国石油関連産業の事業環境基盤の整備やそれを支える研究機関の機能高度化・人材育成に繋がるような内容であること。
- ・更には、それが我が国と産油国との友好協力関係を象徴するようなものであり、加えて事業終了後も得られた成果が現地だけでなく、周辺産油国においても発展的に普及浸透していくような事業が望ましい。

### 3)公募期間

- ①公募開始日： 公募要領公開日
- ②公募締切日： 事業別に以下の通り。

基盤整備事業	公募締切日
基礎調査事業	平成27年12月15日(火)
支援化確認事業	
共同事業	平成27年 9月15日(火)

(全て17時必着とします。)

※特別な事由があると JCCP が認めた場合には、公募締切日以降でも提案を受理する場合があります。

### 4)応募書類とその提出先

#### ①応募書類

応募書類は以下に示す各事業形態別提出書類に従って提出してください。

基盤整備事業	提出書類(*1)
基礎調査事業	応募申請書 実施計画書 事業実施要請書(*2)
支援化確認事業	応募申請書 事業実施要請書(*2) 実施計画書 事業概要説明書
共同事業	応募申請書 事業実施要請書(*2) 実施計画書 海外カウンターパート貢献予定額(*3) 事業概要説明書

(\*1)所定フォーマットがあります。事業を提案される方は、応募書類提出先へ連絡し、フォーマットを入手してください。

(\*2)平成 28 年度から新規に事業を提案する場合は、相手国カウンターパートから事業実施要請書を遅くとも 12 月 15 日までに入手してください。

(\*3)共同事業で実施する場合、カウンターパート貢献額が必要です。9月15日には、応募書類等と一緒に相手国カウンターパートの貢献額の見積を提出し、その後、カウンターパートの貢献予定額を確定し、12月15日までに提出してください。

## ②応募書類の提出先

応募書類の請求は、JCCPのホームページ( <http://www.jccp.or.jp/> )の、『お問い合わせ』>『お問い合わせフォームへ』にお進みいただき、お問い合わせフォームに必要事項と、『基盤整備事業公募書類の請求』と明記の上でご連絡ください。

事業提案書の提出方法につきましては、別途、連絡させていただきます。

## 5)採択

### ①採択の方法

公募締切り後、提案事業に対してヒアリングを実施します。ヒアリングにて追加資料の提出を求める場合があります。採択は原則としてヒアリング結果に基づいて、外部の有識者で構成する『事業検討分科会』を2回開催して決定します。事業検討分科会の開催は以下を予定しています。

#### 第1回事業検討分科会開催

時期：平成27年11月上旬目処

審査対象事業：共同事業

結果の通知：共同事業の1次採否結果を通知します。

#### 第2回事業検討分科会開催

時期：平成28年2月上旬目処

審査対象事業：基礎調査事業、支援化確認事業、共同事業(2次)

結果の通知：採否結果を通知します。

### ②採択の基準

提案事業内容について以下を勘案して採択を検討します。

- ・JCCP事業としての、対象国、相手国カウンターパート、事業テーマが妥当か。
- ・相手国カウンターパートからの要請書、依頼文等を入手しているか。
- ・相手国のニーズが高く、日本の技術協力の評価に繋がるか。
- ・事業の効果が大きく、日本の技術協力の評価に繋がるか。
- ・実施計画の内容、日本側および相手国カウンターパートの体制、制約条件、安全面に問題はないか。
- ・事業内容に対する事業費は妥当か。



## 6)その他

### ①結果の通知

後日、提案者に対して採択結果を通知します。通知方法については、提案者の提出書類に基づき、JCCP より書面により連絡いたします。

### ②1次採択された場合の留意点

共同事業として1次採択された提案者は、相手国カウンターパートの貢献額の見積りの受領に向けて準備し、12月15日までに当該資料および必要に応じて実施計画書を修正のうえ提出してください。

### ③公募採択後の諸手続等について

JCCPでは、『事業検討分科会』で採択した事業を『技術協力部会』および『企画運営委員会』に対して、『平成28年度技術協力事業テーマ(案)』として諮り、審議、承認を受けて、平成28年度のJCCPの技術協力事業として正式決定します。その後、資源エネルギー庁が公募する『平成28年度産油国石油精製技術等対策事業費補助金(産油・産ガス国開発支援等事業のうち産油・産ガス国産業協力等事業に係るもの)』の一般公募へJCCPが応募して、補助金交付決定後、平成28年4月に提案法人等と参加契約書を締結して事業を開始します。

### ④事業費の支払等について

事業費の支払は、原則としてJCCPによる確定検査を経た後に精算払いします。但し、参加法人等からの申請があり、JCCPが必要があると認めた場合には、概算払い(年3回)が可能です。

尚、予算執行上、すべての支出には領収書等の厳格な証明書が必要となります。また、支出額、支出内容の適性について、事業費支払に際して厳格に審査します。

参加法人には別途、『参加事業に関する事務取扱手引き』を配布するとともに、説明会を実施いたしますので、当該手引きに沿って適正に運用してください。

## 5. 問い合わせ

問い合わせは日本語により、JCCPのホームページ( <http://www.jccp.or.jp/> )の、

『お問い合わせ』>『お問い合わせフォームへ』にお進みいただき、お問い合わせフォームに必要事項と、『基盤整備事業公募公募問い合わせ』と明記の上でお問い合わせ願います。電話での問い合わせは受け付けておりません。

以上